

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

## 社会福祉法人長野市社会事業協会行動計画

### 1 計画期間

令和4年4月1日から令和8年3月31日までの4年間

### 2 内 容

#### 【雇用環境の整備に関する事項】

##### 目標① 男性の子育て目的の休暇の取得促進

###### 《対 策》

- ・令和4年4月～ 産後パパ育休をはじめ出産・育児に関する諸制度について、職員の理解を深めるため、イントラネットを通じて周知を図る。
- ・令和4年9月～ 各事業所の所長を中心に研修の機会を設け、休暇取得しやすい環境の整備を行う。
- ・令和4年4月～ 該当者に個別に周知することにより、休暇取得の促進を図る。

#### 【労働条件の整備に関する事項】

##### 目標② 年次有給休暇の取得日数を一人あたり平均年間12日以上とする

###### 《対 策》

- ・令和4年4月～ 年次有給休暇の取得状況を把握し、各事業所の所長へ管理職会議を通じ状況報告等を行い取得を促進する。
- ・令和4年9月～ ワーク・ライフバランスの観点から年次有給休暇取得促進に向けた啓蒙、教育を実施する。

#### 【次世代育成支援対策に関する事項】

##### 目標③ 適正な募集・採用機会を確保する

###### 《対 策》

- ・令和4年4月～ 夏期、冬期において定期的な採用の機会を設定する。
- ・令和4年6月～ 大学、短期大学、専門学校等へ広く周知し、新規卒業者の採用機会を設ける。
- ・令和4年9月～ ハローワーク、新聞広告等で既卒者の採用について周知する。